

(令和7年度第1回働き方改革に関するセミナー)

生産性向上・職場環境整備等支援事業について

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
主幹兼医務係長 濱田 圭史

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ

令和6年度補正予算額 1,311億円（事務費込）

- 高齢化や新型コロナ後の受診行動の変容も含めた患者像の変化等によって、足元の経営状況の急変に直面する医療機関のうち、病床削減を早急に実施する医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速する観点から、必要な支援を実施する。
- また、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を図る。
- 加えて、更なる賃上げに向けて、生産性向上・職場環境改善等を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

医療機関への緊急的な支援（補正予算）

①更なる賃上げに向けた生産性向上・職場環境改善等の支援 ※828億円

※ 人件費に充当可能

②経営状況の急変等を踏まえた支援

・ 医療需要等の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関への支援

また、物価高騰等により施設整備等が困難となっている医療機関への支援 ※428億円

・ 急激な分娩減少等に係る産科・小児科の経営支援 ※55億円

③食材料費・光熱水費等の支援

※ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金により対応（入院の食費等の支援）

WAMによる融資（財投要求）

独立行政法人 福祉医療機構（WAM）の長期運転資金融資について、通常よりも、低い利率、長期の償還期間等の有利な条件によって融資する。

鹿児島県生産性向上・職場環境整備等支援事業

生産性向上・職場環境整備等支援事業 のご案内



人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を支援することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とした補助金です。



交付申請期間

1次募集 令和7年 9月 1日 月 ～令和7年 10月 31日 金

2次募集 令和7年 12月 1日 月 ～令和8年 1月 30日 金

※いずれか1回のみ申請可能

実績報告期間

完了後2週間以内もしくは、令和8年2月28日(土)いずれか早い日まで

※当日消印有効

申請方法

オンライン申請

がおすすめです

詳しくはこちらをご確認ください。
鹿児島県ホームページ▶▶▶



鹿児島県 生産性向上



ご希望の場合は郵送申請も可能です

※複数の交付対象となる施設等を運営する法人または個人は、施設ごとに申請してください。

補助対象施設と基準額(上限額)

①	病院・有床診療所 ※許可病床数4床以下は②	許可病床数 × 4万円
②	無床診療所・ 訪問看護ステーション	1施設 × 18万円

【①、②とも令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ていること】

補助対象となる取組《令和6年4月1日～令和8年3月31日までの取組が対象となります》

【1】～【3】を複数組み合わせ合わせた場合も対象となります。

【1】ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ、業務効率化に資する医療機器やロボット
その他業務効率化につながるICT機器・ソフトウェア等 ※既存機器のランニングコストやシステム更新費用は対象外です。

【2】タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者や看護補助者などの新規雇用、既存スタッフを医師・看護師の負担軽減業務に配置転換等による人件費
人材派遣・業務委託に係る経費 ※人材派遣にかかる紹介手数料は対象外です。

【3】給付金を活用した更なる賃上げ

基本給の引き上げ、手当（各種手当の新設・増額）、一時金（特別賞与等）

※ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組みが対象。

【2】及び【3】での対象者

薬剤師/看護師准看護師/看護補助者/理学療法士/作業療法士/言語聴覚士/歯科衛生士/診療放射線技師/臨床検査技師/臨床工学技士/
管理栄養士/医師事務作業補助者/事務職員など（医師・歯科医師は原則除く、ただし40歳未満の若手医師・歯科医師は対象）

鹿児島県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局

電話：050-1752-8271 開局時間 9：00～17：00(平日)
土日祝・12/29(月)～1/2(金)を除く

住所：福岡県福岡市中央区天神1-14-4 天神平和ビル8F

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/hohuku/seisanseikoujou.html>





鹿児島県生産性向上・職場環境整備等支援事業 生産性向上・職場環境整備等支援事業

申請時点で取組を全て終えて「いる」場合



申請時点で取組を全て終えて「いない」場合



※概算払いをご希望の場合は交付決定後、申請手続きを行ってください。
(交付決定額の5割以内、事業者につき1回まで)

Q&A

Q1.消費税は対象経費に含まれますか。

A.消費税は対象経費に含まれません。本県では一律に消費税に相当する金額を除いた経費を補助対象とします。

Q2.交付申請額の算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれますか。

また、いつの時点を基準としますか。

A.交付要綱制定日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計となります。また、休床中の病床数も含まれます。

Q3.他の補助金と重複して申請することはできますか。

A.他の補助事業により実施する取組に対して本補助金を充当することはできません。

Q4.実績報告時に領収書等の添付は必要ですか。

A.補助対象期間における取組であることを確認するため、領収書、納品書、雇用契約書、給与明細等、補助金申請額の根拠となる補助対象費の支払いが確認できる書類をご提出ください。なお、事業内容にかかわらず、証拠書類の原本は補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間（令和13年3月31日まで）保管してください。

Q5.交付決定を受ける前に実施した取組であっても申請できますか。

A.令和6年4月1日以降に実施した取組であれば申請できます。

Q6.「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども補助対象となりますか。

A.本事業により導入した機器に係るランニングコストは対象となりますが、既存機器のランニングコストやシステム更新費用は対象外となります。（詳しくは事務局までお問合せください。）

Q7.法定福利費等の事業主負担の増加分は「補助金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。また、ベースアップ評価料の取り扱い時と同様に事業主負担分を一律に16.5%として扱ってもよろしいでしょうか。

A.単なる法定福利費等の増額分の支払は、対象となる取組には含まれませんが、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分に充てることは可能です。また、補助額の83.5%を「更なる賃上げ分」として充てつつ、残り16.5%を当該賃上げ分に附随する法定福利費として充てることは差し支えありません。

鹿児島県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局

電話：050-1752-8271 開局時間 9:00~17:00(平日)
土日祝・12/29(月)~1/2(金)を除く

住所：福岡県福岡市中央区天神1-14-4 天神平和ビル8F



<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/hohuku/seisanseikouju.html>

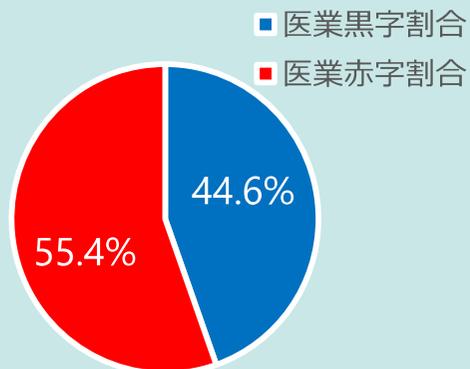
医療法人の経営状況について

医政局医療経営支援課医療法人支援室

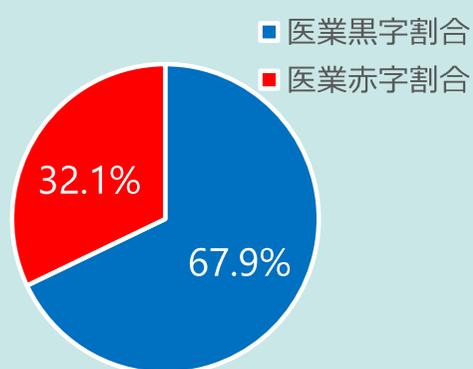
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【令和5年度決算】

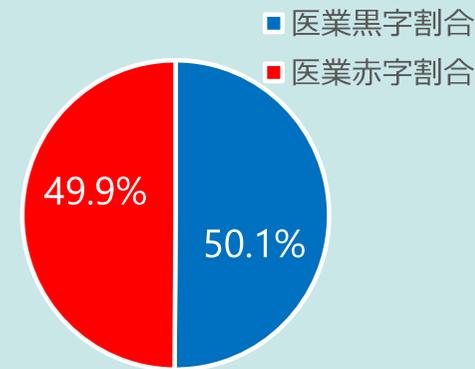
病院



無床診療所

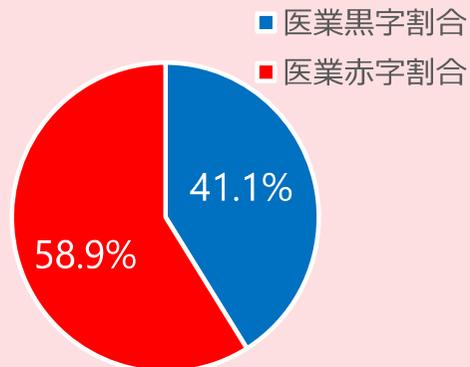


有床診療所

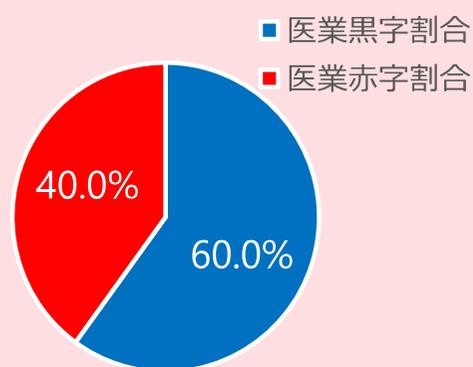


【令和6年度決算】

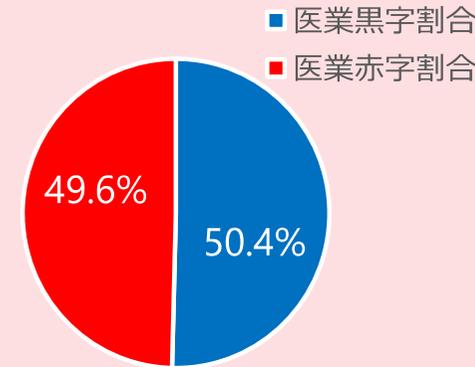
病院



無床診療所



有床診療所



（出典）医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）における、施設別の経営情報

※ R5年度については、制度施行開始日であるR5.8.1以降に決算日を迎えた施設。（R7.3末収集時点）

医業利益率		病院	無床診療所	有床診療所
令和5年度 【R5.8.1~R6.3.31 の間に決算を迎えた施設】 提出率：46.4%	N数 (N/医療法人立施設)	3,033 (53.6%)	15,516 (36.5%)	1,159 (27.4%)
	平均値	▲0.8%	7.8%	2.0%
	中央値	▲1.0%	4.5%	0.0%

最頻値は病院0.0%~1.0%、無床診療所1.0%~2.0%、有床診療所▲1.0%~0.0%

医業利益率とは、医療機関の本業である医業活動から得られる収益（医業収益）のうち、医業費用を差し引いた医業利益がどれくらいの割合を占めているかを示す指標

令和6年度 【R6.4.1~R7.3.31 の間に決算を迎えた施設】 提出率：50.4%	N数 (N/医療法人立施設)	1,516 (26.9%)	18,206 (41.7%)	1,175 (28.8%)
	平均値	▲1.1%	5.0%	2.6%
	中央値	▲1.2%	2.3%	0.1%

最頻値は病院0.0%~1.0%、無床診療所0.0%~1.0%、有床診療所1.0%~2.0%

(出典) 医療法人経営情報データベースシステム (MCDB) における、施設別の経営情報

※ R5年度については、制度施行開始日であるR5.8.1以降に決算日を迎えた施設。(R7.3末収集時点)